第 32 回

食料・農業・農村政策審議会

第 32 回

食料・農業・農村政策審議会

日時:平成29年7月26日(水)12:59~14:49

会場:農林水産省 講堂

議 事 次 第

- 1. 開 会
- 2. 会長の互選等
- 3. 目EU・EPAについて
- 4. 意見交換
- 5. 閉 会

【配布資料一覧】

議事次第

配付資料一覧

資料1 食料・農業・農村政策審議会委員名簿

資料 2 食料・農業・農村政策審議会関係法令集

資料3 食料・農業・農村政策審議会における部会の設置について(改正案)

資料4-1 日EU・EPA 農林水産物の大枠合意の概要

資料4-2 日EU・EPA大枠合意における農林水産物の概要① (EUからの輸入)

資料4-3 日EU・EPA大枠合意における農林水産物の概要②(EUへの輸出)

資料4-4 日EU・EPA大枠合意について(農林水産大臣談話)

資料4-5 日EU経済連携協定(EPA)交渉の大枠合意を踏まえた総合的 な政策対応に関する基本方針

参考資料 最近の農政改革への取組について

(途中配布) 食料・農業・農村政策審議会各部会所属委員(案)

○信夫政策課長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから食料・農業・農村政策 審議会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、本日は御多忙中にもかかわらず、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

今回は、7月6日に新たに委員が任命されてから初めての会合となりますので、会長が 選出されるまでの間、私、政策課長の信夫が司会進行を担当させていただきます。

まず、私より、今回就任されました委員の皆様を五十音順に御紹介させていただきます。 後ほど、委員の皆様には、自己紹介を含め、御発言をいただく時間を設けたいと思います ので、ここではお名前だけを御紹介させていただきます。

大山委員でございます。

- ○大山委員 大山でございます。よろしくお願いします。
- ○信夫政策課長 加藤委員でございます。
- ○加藤委員 加藤です。よろしくお願いします。
- ○信夫政策課長 上岡委員でございます。
- ○上岡委員 上岡です。よろしくお願いします。
- ○信夫政策課長 栗本委員でございます。
- ○栗本委員 栗本です。よろしくお願いいたします。
- ○信夫政策課長 佐藤委員でございます。
- ○佐藤委員 佐藤ゆきえです。よろしくお願いいたします。
- ○信夫政策課長 染谷委員でございます。
- ○染谷委員 染谷です。よろしくお願いします。
- ○信夫政策課長 髙島委員は、少し遅れて御到着と聞いております。 知久委員でございます。
- ○知久委員 知久です。よろしくお願いします。
- ○信夫政策課長 中嶋委員でございます。
- ○中嶋委員 中嶋でございます。よろしくお願いいたします。
- ○信夫政策課長 前田委員でございます。
- ○前田委員 前田です。よろしくお願いいたします。
- ○信夫政策課長 松尾委員でございます。

- ○松尾委員 松尾です。よろしくお願いします。
- ○信夫政策課長 三輪委員でございます。
- ○三輪委員 三輪でございます。よろしくお願いいたします。
- ○信夫政策課長 柚木委員でございます。
- ○柚木委員 柚木です。よろしくお願いします。
- ○信夫政策課長 ありがとうございます。

なお、本日は、有田委員、伊藤委員、大橋委員、近藤委員、十倉委員、渡邉委員が所用 により御欠席となっております。

出席委員数は13名であり、食料・農業・農村政策審議会令第8条第1項の規定による定員数、3分の1以上を満たしていることを御報告いたします。

なお、この会議は15時まで、その後引き続き企画部会を開催する予定としてございます。 また、本日の審議会は公開されております。

山本大臣が所用により遅れておりますので、山本大臣の御挨拶につきましては、大臣が 到着され次第ということにさせていただき、議事を進めさせていただきます。

次に、本審議会の会長を選出していただきます。

食料・農業・農村政策審議会令第5条第1項の規定により、本審議会の会長の選出は委員の互選によることとされております。つきましては、会長候補につきまして、どなたか御意見がありましたらお願いしたいと思います。

- ○上岡委員 よろしいでしょうか。
- ○信夫政策課長 上岡委員、お願いいたします。
- ○上岡委員 僭越ですが、食料・農業・農村分野で非常に幅広い見識をお持ちで、これまでも企画部会の会長としておまとめいただいた経験もございますので、中嶋委員にお願いしてはどうかと思いますが、いかがでございましょうか。
- ○信夫政策課長 ただいま、中嶋委員に会長をお願いしてはどうかという御提案がございましたが、いかがでございましょうか。

(異議なし)

○信夫政策課長 御異論ないようでございますので、中嶋委員が会長に選出されました。 それでは、中嶋委員、会長席にお移り願います。

それでは、中嶋会長から御挨拶をいただきたいと思います。

なお、これからは中嶋会長に議事をお願いしたいと思います。

それでは、よろしくお願いいたします。

○中嶋審議会長 ただいま、審議会の会長に選出されました中嶋でございます。

この審議会は大変重要な責務を負っておりますので、そちらの会長を引き受けるという ことで大変緊張しておりますけれども、こちらに集まった見識のある方々とともに、審議 会を運営してまいりたいと思っております。

ここのところ、一連の農業政策の改革が行われ、それに伴って40代以下の新規就農者が2年連続で増加し、調査を開始した平成18年以来の最多の2万3,000人を超えたり、生産農業所得は過去11年で最も高い水準まで伸び、直近では年間3兆3,000億円となるなど、近年、非常に明るい兆しが見えております。一方で、基本計画の中で様々に設定いたしましたいくつかの基準、目標といったものは、まだ達成まで道半ばということも感じております。

こちらにお集まりいただいた方々の様々な御意見をいただきながら、今後の農政も考えていきたい。特に「白書」をつくる、それから、今後、基本計画を定めるといったいろいろなミッションがございます。ぜひともご協力いただき、この審議会を運営してまいりたいと思いますので、どうぞ、よろしくお願いいたします。

○信夫政策課長 恐れ入りますが、ここでカメラは退室をお願いいたします。

(カメラ退室)

○中嶋審議会長 それでは、これから私が議事を進行させていただきます。

まず、食料・農業・農村政策審議会令第5条第3項の規定によりますと、会長の職務を 代理する委員につきましては、会長があらかじめ指定することになっております。

私からは、本日欠席ではございますが、渡邉委員を御指名したいと考えております。皆様、よろしゅうございますでしょうか。

(異議なし)

○中嶋審議会長 ありがとうございます。

それでは、渡邉委員にお願いすることといたします。

続きまして、事務局から審議会の組織や議事の取り扱い等について、御説明をお願いい たします。

○信夫政策課長 資料2「食料・農業・農村政策審議会関係法令集」を御説明させていた だきます。本審議会の組織、本審議会の議事の取り扱い等でございます。

現在の審議会の組織の構成及び審議事項の概要につきましては、一番最後のページ、9

ページにあるとおりでございます。審議会や各部会は、法令で定められた事項について審 議を行うこととされております。

各部会の所掌事務は、7ページから8ページ目にありますように、審議会決定において 定められております。

また、5ページから6ページ目にあります食料・農業・農村政策審議会議事規則第9条に基づき、部会長は、必要があると認めるときは小委員会に付託して調査審議をさせることができることとされています。

続きまして、議事の公開についてですが、同規則第3条第2項により、会議は公開とされています。ただし、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、又は特定の個人若しくは団体に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができることとされております。

また、同規則第4条により、議事録は一般の閲覧に供するものとされております。ただし、会議の運営に著しい支障があると認められる場合には、会長は、議事録に代えて議事要旨を一般の閲覧に供するものとすることができることとされております。

実際には、会議終了後、委員の皆様に議事録を御確認いただいた上で、農林水産省のホームページに掲載して公表させていただきますので、御協力をよろしくお願いいたします。 以上でございます。

○中嶋審議会長 ありがとうございました。

続きまして、資料3について、事務局から御説明をお願いいたします。

○信夫政策課長 資料3「食料・農業・農村政策審議会における部会の設置についての一 部改正案」に関しまして、御説明させていただきます。

先ほど御説明させていただきましたとおり、食料・農業・農村政策審議会の下に設置されている各部会の所掌事務については、審議会決定である「食料・農業・農村政策審議会における部会の設置について」により定められておりますが、今般、その所掌事務について一部改正を行うこととしたいと考えております。

改正点は、「有機農業の推進に関する法律」に係る所掌事務の変更でございます。従来、 当該法律に基づき定められる「有機農業の推進に関する基本的な方針」の調査業務につい ては、概ね5年に一度、企画部会のもとに有機農業小委員会を設置して処理しておりまし たが、審議会の合理化の観点から見直しを行い、果樹部会の名称を「果樹・有機部会」に 変更し、当該部会において処理することとしたいと考えております。 以上でございます。

○中嶋審議会長 ただいま事務局から御説明のありました、「食料・農業・農村政策審議会における部会の設置についての一部改正案」につきまして、御異議ございませんでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

(異議なし)

○中嶋審議会長 ありがとうございます。それでは、原案どおり了承したいと思います。今、髙島委員が御到着ですので、御紹介だけさせていただきます。

続きまして、最初に事務局から説明のあった、各部会に所属する委員についてですが、 食料・農業・農村政策審議会令第6条第2項の規定によりますと、会長が指名することと されております。

ただいま事務局が配付している案のとおりにしたいと思いますので、お目通しください。 本審議会後に開催される企画部会を始め、このように指名をいたしますので、各委員に おかれましては、よろしくお願いいたします。

臨時委員及び専門委員の指名につきましては、会長である私に御一任いただきたいと存 じます。

それでは、ただいま配付されました各部会に所属する委員の名簿につきましては、農林 水産省のほうでホームページにて公表していただくようにお願いいたします。

続きまして、議題3、日EU・EPAについて、事務局から御説明をお願いいたします。 〇横山総括審議官(国際) 総括審議官の横山でございます。

私のほうから、先般、大枠合意に至りました「日EU・EPA 農林水産物の大枠合意」の概要につきまして、御説明をさせていただきます。

資料といたしましては、右肩に資料4-1、大枠合意の概要、資料4-2、これはポンチ絵集でございますけれども、これは守りの部分、輸入についてのポンチ絵集。それから、4-3、これは輸出のほうについてのポンチ絵集。それから、4-4のほうで、同日、7月6日の大枠合意の際に、農林水産大臣談話ということで公表したものを配付させていただいております。

それでは、「資料4-1 大枠合意の概要」に従いまして、日EU・EPAの農林水産物の大枠合意の概要について、御説明をさせていただきたいと思います。

1ページ、ポイントをまとめております。

ポイントの一番最初の〇のところでございますが、大枠合意におきましては、米について関税削減・撤廃等から「除外」を確保いたしましたほか、麦・乳製品の国家貿易制度、糖価調整制度、豚肉の差額関税制度といった基本制度の維持、関税割当やセーフガードなどの有効な措置を獲得し、全体として農林水産業の再生産が引き続き可能となる国境措置が確保できたものと考えております。

また、同じ「ポイント」の一番最後の〇にございますが、EU側の関税につきましては、 牛肉、茶、水産物などの輸出重点品目を含めまして、ほぼ全ての品目で関税撤廃を獲得い たしております。これによりまして、EUの5億人の市場に向けました我が国農林水産物 の輸出促進に向け、環境を整備することができたのではないかと考えている次第でござい ます。

各品目につきまして、2ページ以降で説明させていただきたいと思います。

まず、米についてでございます。米につきましては、米粉、あるいは主な加工品も含めまして、関税削減・撤廃等からの除外ということで、現行の関税維持等を確保したところでございます。

また、2番目の麦でございます。これも現行の国家貿易制度を維持しますとともに、枠外税率を維持し、「ごく少量の関税割当枠」とありますが、現在、小麦の輸入量は500万トン以上ございますけれども、EU枠は200トンということで、ごくわずかな量の関税割当枠を設定ということとしたところでございます。

3番目の麦芽でございます。御案内のとおり、これはビール等に使われるものでございます。実は、EUからの輸入量というのは、EUは最大の輸入先国でございまして、現行の世界からの輸入量、50万7,000トンのうち、EUからの輸入量は25万2,000トンということになっているわけですが、現行の関税割当制度を維持した上で、EU枠ということで、18万6,000トン、現行輸入量の7割強ぐらいの水準の枠数を設定するということで合意をしてございます。

4番目の砂糖でございます。砂糖につきましても、現行の糖価調整制度を維持してございます。2番目のポツにありますように、「少量の商品開発のための試験輸入枠」ということで、500トンの枠を設定してございます。これも、現行輸入量が140万トン弱ということでございますので、ごく小さな枠を設定したということでございます。

5番目のでん粉でございます。でん粉につきましては、全体としては、トウモロコシを含めますと230万トン以上の輸入がございますわけですが、特にEUからは、ジャガイモ

を用いましたばれいしょでん粉、この輸入が中心であるという特徴がございます。ばれいしょでん粉につきましては、そのまま片栗粉にも使われるというようなものでございますので、その部分について、注書きにありますように、糖化・化工でん粉用以外のばれいしょでん粉のうち、片栗粉用等については国産ばれいしょでん粉の購入を条件として無税、という特別の条件をつけまして、輸入枠、関税割当枠を設けるということといたしたところでございます。

6番目の豚肉でございます。豚肉につきましては、TPPと同様のセーフガードつきの 関税削減ということでございまして、関税削減期間を10年というふうに長期にとった上で、 また、最も基本的なところでございます差額関税制度、分岐点価格524円/kgというのを 維持したところでございます。

また、注書きにありますように、従量税の削減部分の発動基準数量、セーフガードです、セーフガードの発動基準数量につきましては、低価格帯の豚肉について発動されるものでございますが、TPPにおきましては、5年目で9万トン、10年目に15万トン、こういった水準の発動水準でございましたが、日EUの間におきましては、その7掛けの6万3,000トン、10年目に10万5,000トンということで合意をしてございます。すなわち、TPPよりもより少ない発動数量となっておりますので、より発動しやすい仕組みというふうに合意をしたところでございます。

7番目の牛肉でございます。これも、やはりTPPと同様のセーフガードをつけた関税 削減措置ということで、最終的の16年目に9%とする。ただ、他方で、先ほどの豚肉と同 様でございますけれども、セーフガードの発動基準数量につきましては、TPPでは59万 トンからスタートということであるのに対しまして、EUに対しては4万3,500トンと、 相当程度低い水準からの発動基準数量というふうにしたところでございます。

次のページを御覧いただきまして、乳製品でございます。乳製品につきましては、先方が特にチーズについて関心が高かったところでございます。

まず、1番目の脱脂粉乳・バターでございます。脱脂粉乳とバターにつきましては、国家貿易を維持した上で民間貿易におけるEU枠を設定するということでございます。この仕組み自体はTPPと同じでございますが、TPPでは7万トンということだったわけですけれども、日EUの間では、1万3,000トン弱から始まって1万5,000トンという水準でございます。これは、実際に最近の追加輸入量を考えますと、2016年は13万4,000トンの追加輸入を行っていまして、うち5万2,000トンがEUからということでございますので、

これよりも随分低い水準ということになります。

次に、ホエイでございます。ホエイにつきましては、チーズの副産物ということでございますけれども、特にたんぱく質の含有量が25%から45%のものにつきましては、脱脂粉乳と競合するという面がございます。こうしたことから、TPPでは、こうした種類のホエイにつきましても、長期間、21年目に関税撤廃としたわけでございますが、EUとの間では関税削減ということに留めまして、初年度の関税水準の3割、すなわち、70%の削減ということで留めたところでございます。また、輸入が急増した場合のセーフガードといたしまして21年目で約8,000トン、これは脱脂粉乳の国内生産量の6%弱の水準でございますが、のセーフガードを設定しておりまして、それを加えれば関税が引き上げられる、こういった仕組みにしたところでございます。

次に、チーズでございます。チーズにつきましては、TPPと比較いたしますと、TPPの場合はかなり細かく、チーズごとに取扱いを分けてございます。真ん中のほうに、
[TPPでの合意内容]とございますけれども、例えばシュレットチーズ、おろしチーズ、あるいはハード系のチーズ等々につきましては関税撤廃ということとする一方で、いわゆるソフトチーズ、カマンベールなどのソフトチーズですとか、モッツァレラといった一部のフレッシュチーズについては関税維持、ブルーチーズについては関税削減、プロセスチーズについては関税割当ということで、それぞれについて扱いを変えていたわけですけれども、EUとの間におきましては、大きく2つのカテゴリーに分けまして取扱いを設けております。

最初のカテゴリーがソフト系チーズ全体でのカテゴリーでございまして、これにつきましては、関税割当枠ということで、シュレッド、熟成ソフト、一部のフレッシュチーズ、ブルーチーズ、プロセスチーズ、それをまたがります全体の大きな枠を設けていくこととしてございます。そして、枠内の水準につきましては、段階的に下げて、16年目に無税ということといたしております。

また、その枠数量でございますけれども、初年度2万トン、16年目3万1,000トン、17年以降の枠数量は国内消費の動向を考慮して設定ということでございますが、我々の試算では、2016年のEUからのこのソフト系チーズの輸入の実績は2万1,000トンということでございますので、それよりも低い水準の枠をまず初年度として設定し、その後も、最近の消費動向、大体、ソフト系チーズは3%弱ぐらいの伸び、国内消費から見ると伸びているということでございまして、そういったことも踏まえて、16年目に3万1,000トンとい

う水準を設定したところでございます。国産の生産拡大と両立できる範囲というふうに考 えております。

また、大きな2つ目のカテゴリーとして、熟成ハード系チーズやクリームチーズなどにつきまして、TPPと同様に関税撤廃ということにいたしておりますが、関税撤廃期間につきましては、15年をかけまして、16年目に撤廃ということとしたところでございます。

9番目に、加工品について記述してございます。これも、大変、EUの競争力も高く、また関心も高いところでございますが、パスタ、チョコレート菓子等の加工品について、長期の撤廃期間を設けた上で関税撤廃といたしております。パスタ、チョコレート菓子、キャンディーについては10年間をかけまして11年目に無税、ビスケットについては6年~11年目に、それぞれ撤廃ということとしたところでございます。

また1枚おめくり願いまして、林産物でございます。林産物につきましては、構造用集成材でございますが、これはまたEUが大変競争力があるところでございまして、それがTPPとの大きな違いなんでございますが、TPPでは構造用集成材については即時撤廃したところでございますけれども、日EUの間では、構造用集成材、あるいはSPF製材等も含めまして、関税撤廃はするものの、即時撤廃ということではなく、段階的削減を経て8年目に撤廃ということで合意をしたところでございます。

最後に水産物でございますけれども、のり、こんぶ等について「除外」を確保いたしま したほか、あじ、さば等については、長期の撤廃期間ということで、16年目に撤廃といた しております。

また、市場のアクセスとは直接関係ございませんが、漁業補助金につきましては、禁止 補助金の対象外としたところでございます。

次に、攻める側についてご説明をさせていただきたいと思います。

輸出重点品目である牛肉、茶、水産物を含め、ほとんどの品目で即時撤廃ということでございまして、御覧いただきますとおり、醤油、あるいは緑茶、牛肉、花き、ぶり、こういったところは即時撤廃でございますし、ほたてにつきましても、8年目の関税撤廃ということといたしております。

また、下のほうに豚肉、鶏肉、鶏卵、乳製品、これについても即時撤廃でございますが、 現在、検疫の関係で輸出ができませんので、その部分については、並行して協議を進めて おるところでございます。米については、相互に「除外」ということとしてございます。

最後の6ページ、GIについて触れております。GIにつきましては、日本側の31品目、

牛肉、水産物、野菜、果実、加工品など31品目、EU側も、チーズ、肉製品、オリーブオイルや酢などといった71品目について、相互に保護をするということで合意をしてございます。具体的な保護につきましては、公示等の手続を現在実施しておりまして、その上で確定するということになります。

今後、こうした関税撤廃、あるいは、こうしたGIも活用しながら、EUに対してもしっかりと取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

私からの説明は以上です。

○天羽総括審議官 引き続きまして、資料4-5を御覧いただければと思います。総括審議官の天羽と申します。よろしくお願いいたします。

いわゆる「基本方針」につきまして、ご説明をさせていただきます。

日EU経済連携協定につきましては、先ほどご説明がありましたとおり、去る7月7日の大枠合意を受けまして、協定の実施に向けた政策の策定等のため、7月14日に、全閣僚をメンバーとするTPP等総合対策本部におきまして、この紙でございますが、「日EU経済連携協定交渉の大枠合意を踏まえた総合的な政策対応に関する基本方針」が決定されております。以下、この基本方針の概要につきまして、御説明をさせていただきます。

この1枚目の紙の4段落目でございます。政府といたしましては、今般の大枠合意を踏まえまして、引き続き署名に向けての協議を進めるとともに、合意内容について、国民の皆様への説明を丁寧に行うほか、経済効果分析、いわゆる影響試算でございますけれども、も含め、必要な政策の検討に着手いたします。

「具体的には、」ということで、次の段落、5段落目でございますが、日EU・EPAを受けた政策対応には、TPPを受けたものと重複するところもあると考えられますので、TPPの早期発効に向けた11カ国による取組も踏まえた政策を体系的に整理し、本年秋を目途に、平成27年11月25日に決定されました「総合的なTPP関連政策大綱」を改訂するということとされております。

また、この改訂に当たりましては、次のページから掲げられております(1)、(2)、(3)、(4)の4つの柱に沿って検討することとされております。

このうち、農林水産業関係のところは(3)でございます。(3)強い農林水産業の構築につきましては、さらに最後のページ、4枚目をご覧いただければと思いますけれども、こちらのほうに、「強い農林水産業構築のための基本方針」ということで掲載されておりますので、こちらを紹介させていただきます。

この別紙でございますが、強い農林水産業の構築のため、交渉で獲得した措置とあわせて、万全の対策を講ずるとされております。

その上で、第2段落でありますけれども、ここのページの(1)から(5)の項目に沿って、体質強化対策等について、TPPの早期発効に向けた取組も含め検討し、1枚目にございましたとおり、本年秋を目途に「総合的なTPP関連政策大綱」を改訂する。対策の実施に当たっては、政府全体で責任を持って対応するとされておるところでございます。この5つの項目でございますけれども、まず(1)では、現在のTPP政策大綱に盛り込まれている施策についてでございます。

体質強化対策について、これまでの実績の検証等を踏まえた所要の見直しを行った上で、 必要な施策を実施する。

また、牛・豚マルキン等の経営安定対策については、日EU・EPAの大枠合意の内容や、TPPの状況等を踏まえ、必要な検討を加えることとされております。

- (2)から(4)までは、品目に着目した柱立てとなっておりまして、(2)はチーズを中心とする乳製品についてでございます。日本産のチーズ等の競争力を高めるということで、原料乳の低コスト化・高品質化、製造面でのコストの低減や品質向上・ブランド化等を推進する、とされているところでございます。施策例として、ポツ2つ、掲げられておるところでございます。
- (3)は、構造用集成材等の木材製品についてです。こちらも、競争力を高めるためということで、加工施設の効率化、競争力のある製品への転換、原木供給の低コスト化等を推進する、とされております。施策例として、こちらもポツ2つ、掲げられております。
- 次に、(4) パスタ・菓子等でございます。製品と原料の国境措置の整合性確保や、国 産原料作物の安定供給の観点から必要な措置を講ずる、とされております。
- 最後に、(5)の輸出環境の整備等につきましては、EU側の関税撤廃等を最大限に生かして輸出の拡大を推進するため、畜産物や加工食品等の輸出条件の改善、国内の環境整備を図るとされております。また、農林水産物の国内外での消費拡大対策も含めて、強い農林水産業構築のための方策について幅広く検討する、とされておるところでございます。今後、この基本方針に沿って、大綱の改訂に向けて検討をしてまいる所存でございます。

今後、この基本方針に沿って、大綱の改訂に向けて検討をしてまいる所存でございます。 以上でございます。

○中嶋審議会長 ありがとうございました。

それでは、委員改選後の最初の会合でございますので、この後、委員の全員の皆様にお

かれましては、御発言をいただきたいと思っております。

ただいまご説明があった議題3の内容にかかわらず、食料・農業・農村全般に関するお考えや、農政に関する御意見等につきまして、自己紹介も含め、1分~5分程度でご発言いただきたいと思います。時間の限りがございますので、恐れ入りますが時間厳守に御協力いただければ幸いです。

では、恐縮ですが、五十音順に、大山委員からお願いいたします。

○大山委員 大山です。どうぞよろしくお願いします。

私はメディア・報道機関の立場ということで参加させていただいて、広く言えば、農業に関心があって好奇心が旺盛な国民の代表みたいな形で、場合によっては、学究の研究者の方や農業者の方から見たらちょっととんちんかんなことも言うかもしれませんけれども、議論の触媒にでもなれたらなと思います。

私自身は、時間の都合もありますけれども、日本の農業を強くして、攻めの農業にしていくこと自身がこれからの生き残る道だというのは、もう間違いのないところで、ただ、そのためには、担い手をきちっと確保して、持続可能性のことをどこかで常に考えるとか、それから、攻めであれば、日本のものがなきや困るということが世界に伝わるブランドをどういうふうに確立していくかとか、と同時に、TPPの交渉でもありましたような、どうしても日本の農業構造で守らなきやいけない国会決議の重要5項目の今後の、国際的な情勢に合わせた変化とか、そういうことも含めて、しっかり考えていかなきやなと思っています。

あと、私、経済記者、もう20年近いんですけれども、よく、二次産業、三次産業なんかの会社さんを取材すると、最近キーワードがあって、「何々がなきゃ困る」、「何々じゃなきゃ困る」というのをよく経営の議論で言う。つまり、「○○会社のこの製品がなきゃ困る」って世界に思ってもらう。「何々じゃなきゃ困る」って思ってもらう。そのキーワードをよく聞くものですから、今回、日本とEUのEPAの大枠合意もあって、この後2年間ぐらいの協議で、いよいよ農業実務と輸出・輸入のほうでは、戦いというか、攻めも始まると思うんですけれども、ぜひ「日本の何々がなきゃ困る」、「日本の何々じゃなきゃ困る」というのを何かひとつ、平たい言葉ですけれども、これも1つのキーワードかなと思いながら、そういうことも考えながら議論に参加したいと思います。

どうぞよろしくお願いします。

○中嶋審議会長 ありがとうございました。

続きまして、加藤委員、お願いいたします。

○加藤委員 エムスクエア・ラボの代表をしております加藤です。よろしくお願いします。 当社は、「農業×ANY=HAPPY」という、コンセプトとしている方程式がありま して、農業は社会基盤産業ですので、いろんな他産業と連携しやすくて、しかも、それが 社会的にこう、みんながウィン・ウィンになるような事業が生み出せるという法則がある なと思って、非常に楽しく、いろんな事業をやっております。

3つ、大きくありまして、流通改革と生産性改革、それから、ちょっと意外かと思うんですけれども、農業と教育を結びつけて教育改革、3つやっております。

その中で私が思うのは、農業現場にもおりますので、農業現場はもう大分強くなってきたなと思ってます。若い人たちもかなりリッチな農家さんもいらっしゃいますし、それよりは、政府としてもっと世界に対する日本の農業の位置づけを意識したグランドデザインというものをしっかり構築されて、日本こそ、持続可能な食料政策、命を支える産業の、その生産技術体系として世界に貢献できるんだというものを構築して、世界に貢献する農業というのが日本は打ち出せる、そんな役割を担えれば、非常にこれからもっともっと、そもそも国内で元気な農家がいる中で、世界に対しても日本の農業のプレゼンスが高められるんじゃないかなというふうに感じていますので、もっともっと国内、例えば市場の民営化とか、改革を進めて、世界のお手本になるような流通、それから生産性を提示できればなと思っていますので、いろんな観点を持ちながらやっていますけれども、私としては、世界を見据えた農業というのを皆さんと議論できればなと思っております。よろしくお願いします。

○中嶋審議会長 ありがとうございました。では、上岡委員、お願いいたします。

○上岡委員 東京農業大学の上岡でございます。着席のまま、失礼いたします。

このような場に立たせていただきまして大変恐縮なんですけれども、私は、研究分野といたしましては、食料消費の分野ですとか、食農教育の分野で研究・教育をさせていただいているところではございますが、農林水産省さんのほうでも、食育推進基本計画にかかわる専門委員のほうも務めさせていただいているところでございます。

現在、先ほども御説明がありましたけれども、農業情勢がまた大きく1つ変わっていく中では、もちろん、攻める農業というか、日本の品質のよい農林・畜産物を世界に広げていく、ということは重要な1つのファクターではあるかと思っておりますけれども、やは

り日本国内の農業・農村が維持されるためには、国民、あるいは消費者の理解というもの が絶対に外されないのではないかなというふうに思っておりますので、もう先ほどの先生 方からも出ましたけれども、消費者と生産者の連携を強化していくとともに、その周りの 主体の連携をして、やはり国民がいい農産物を理解しないと世界にも発信していけないと 思いますので、そういった観点から勉強させていただきながら、また要所で発言させてい ただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○中嶋審議会長 ありがとうございました。それでは、栗本委員、お願いいたします。

○栗本委員 静岡県の御前崎市のほうでイチゴを生産しておりますKURI BERRY FARM代表の栗本めぐみと申します。よろしくお願いいたします。

私は非農家出身で、父母の代、祖父母の代にわたってまで農業とは関係ない家で生まれ 育ちました。2009年に独立して就農しているんですけれども、農地を取得するところから、 ゼロの段階から取り組んで、今、丸8年を終えたところでございます。

ですから、はっきり言って、このような場に立てるような者ではないんですが、ただ、 私が1つできることといったら、今、新規農業者など増えてきておりますけれども、非農 家出身者の農業者がやってきている農業の現場の意見というものをお伝えできるというの が、唯一、できることかなというふうに思っています。

私が農業に取り組んでいく中で常に思っていることは、農業は、ほかの産業と同じ、会社を興すこと、起業である。そして、農業は経営である。で、私が目指している農業というのは、小さくて強い農業。実際、8年間やってきた中で、農業の世界に身を置いてみますと、非常にむずむずとした違和感というものを感じているのが現状です。

それは、ちょっと時間をかけていかないと、なかなかお伝えすることはできないんですけれども、例えばなんですけれども、根拠となる数字やデータというのが非常に乏しい。例えば、「もうかる農業」って皆様言われるんですけれども、もうかるって農業で言うといくらなんだろうかというのが見えてこないんですね。サラリーマン世帯ですと、平均年収とか出てくるんですけれども、農業に関しては、兼業農家さんもおられますので、非常にわかりづらい。私たちはどこを目指していったらいいのかというのが見えてこない現状があります。なので、自分の農業経営をその1つのモデルケースとして、しっかりとした経営をし、そして、労働時間なんかもしっかりとした数字であらわし、「これが小さくて強い、私の農業であるよ」というのを見せていけたらいいなと思って経営をしております。

なので、そこの経営の現場から見えてきたことというのを、この場で意見のほうを言って いけたらなと思っております。よろしくお願いいたします。

○中嶋審議会長 ありがとうございました。

ただいま山本大臣が到着されましたので、大臣から御挨拶をいただきたいと存じます。 恐れ入ります。

〇山本農林水産大臣 皆さん、こんにちは。山本でございます。座って御挨拶をさせてく ださい。

委員の皆様方におかれましては、御多忙の中、御参集いただきましたことに対し、厚く 御礼を申し上げます。

本審議会につきましては、今月6日に委員の改選をし、19名中、15名の方に新しく御就任いただきました。御留任いただいた委員の方々ともども、御指導を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、御案内のとおり、今月6日に、日EU・EPAが大枠合意をされました。我が国農林水産業は新たな国際環境に入ります。TPPの早期発効に向けた取り組みも含めまして、今後、諸外国との競争に打ち勝つため、国際競争力を強化し、輸出産業への成長を目指した強い農林水産業の構築が急務であると考えております。

先月、北海道で酪農の生産現場を訪問いたしました。そこで生産されるチーズは、ヨーロッパでも高い評価をされているものでございます。品質管理につきましても、非常に高いレベルで生産されていることを実感いたしました。

また、先週、中国へ訪問した際には、日本の食材に対する中国の消費者の関心は高く、輸出拡大の余地は存分にあると感じたところでございます。

農林水産省といたしましては、日EU・EPAの大枠合意を踏まえた対策も含め、農政 改革を強力に推進し、意欲ある農業者の創意工夫を力強く後押しすることによりまして、 強くて豊かな農林水産業と、美しく、活力ある農山漁村の実現に向けまして、全力で取り 組んでまいりたいと考えております。

今回は、様々な立場や世代の方々に、新たに委員に御就任いただきました。委員の皆様 方におかれましては、忌憚のない御意見を賜り、農政改革に向けたお力添えを賜りますよ う、よろしくお願い申し上げます。

以上、簡単でございますが、心からの御挨拶とお願いにかえさせていただきます。 本日は、どうもありがとうございました。 ○中嶋審議会長 ありがとうございました。ここで、山本大臣は御公務のために御退席されます。どうもありがとうございました。

(農林水産大臣退席)

- ○中嶋審議会長 それでは、御意見をいただくことを再開したいと思います。佐藤委員、よろしくお願いいたします。
- ○佐藤委員 福島県福島市で果樹栽培をしております佐藤ゆきえと申します。

福島県なので、皆さんご存じかと……知らない人はおりません、原発事故があった県で ございます。私、非農家出身で、主人が農業後継者だったので、嫁いで農業をやるように なりました。2000年の4月から、果樹農家の嫁として活動が始まりました。

農業が始まったときに一番感じたのが、これを作ったらいくらになるのか、どうやって 売られていくのか、すごく、一番興味があった部分でした。そこを家族に聞いてみると、 いまいち、ぴんと来ていない。栽培したのを農協に出荷しているので、販売まで考えてい ないというのが現実だったんです。

その後、農業生産法人を立ち上げまして直売所を始めさせていただきまして、生産直売を重点的にしておりました。その中で、東日本大震災がありまして、大変な危機に陥りました。そのときに、農業というのは素晴らしい仕事だと思い、自信を持ってやっておりましたので、この農業を、福島の農業を続けていくために、JGAP、今「アジアGAP」と名前が変わりましたが、アジアGAPのほうの認証取得を目指し、認証取得をさせていただいております。全農場、JGAPの認証をいただいております。さらには、国際基準であるグローバルGAPのほうも、リンゴとカキに関しまして昨年の12月に取得させていただいております。

こういったGAP関係のことを取り入れることによって、農業の経営というのが非常に 良くなってきているのが実際にあります。今、オリンピック関係で最もGAPの普及が高 まっている中で、私自身が指導員として何農場か指導させていただいております。

また、震災から何年か経ちまして、ある程度の経営の安定が少しずつ見られてくるようになりまして、六次化のほうにも力を入れ、農家カフェ「森のガーデン」を2015年にオープンしました。ただいま、「まるせい果樹園」よりも「森のガーデン」のほうが有名になってしまいまして、今日も、「1万件もツィートされていますね」というふうに農水省の職員の方に言われて、びっくりしたんですが、そういった感じで、もうかる農業、今、前

の委員からの話もあったんですが、もうかる農業じゃないとやりたくない、というのが私 の信条でありまして、もうかる農業ってどういうことかと言えば、従業員の幸せ、会社の 発展というのがやっぱり一番かなというふうに思いますので、もちろん国での政策という のは大事なところではあるんですが、私たち農業者がきちんとした考えを持った農業経営 者になるということが、やっぱり一番大事なことなんじゃないかなというふうに、私自身 は考えております。

私、高卒なので本当に学識も何もないのですが、こんな場所に選んでいただいて、参加させていただくんですが、現場の声と、あとは、奇抜な発想をする自分の意見を正直に言わせていただければなと思って参加させていただいております。よろしくお願いいたします。

- ○中嶋審議会長 ありがとうございました。それでは、染谷委員、お願いいたします。
- ○染谷委員 千葉県柏市で、米を中心に農業をしている染谷と申します。

先ほど佐藤さんが高卒ということを言われたんですけれども、私も高卒で、農家だったので何となく農業高校へ行き、そしてまた、何となく農業を始めました。自分で何をやりたいって、なかったんです。ただ、3年間やって、この間に国道16号線ができて、工業団地ができて、周りの農家がどんどん勤めるようになって、気がついたら、家の近くで、若い人でやっているのは3人しかいなくなった。

そのとき考えて、自分で、このままでいいのかな。そして、また、当時、減反政策も始まりました。そのとき、もう、農家に米を作るなという時代だったら、自分はもう農業をやらなくていいな。だったら、親ができなくなるまで勤めようということで、近くの会社に勤めて、これが3年勤めたんですけれども、当初3万5,000円の給料がどんどん上がって、17、8万まで上がったんですね。そのとき、このまま会社に勤めていていいのかな、自分はやはり、大変だけれども農業をやってみて、自分がやれることをやって悔いのない一生を送ろうということで、農業を自分でやりました。そのとき、家族に「会社を辞めたい」と言ったら、みんな反対しました。結婚もしていたんですけれども。ただ、やはり自分のやりたいことをやって悔いのない一生を送るんだということで、自分の好きな車を売って、また、貯金とでコンバインを買ったりしました。

そういうことをしながら始まったんですけれども、1年目、売り上げが300万ちょっとでした。ということは、所得、そんなものないんですよね。で、女房と2人で夜に、「じ

ゃあ、めし食いに行こうか」といって、1,000円使ったって、がっかりしたということもあるんですね。それだけ厳しい自分の農業のスタートだったんですけれども、1.5~クタールから始まって、近所の農地を借りたり、また、委託作業を請け負ったりして、どんどん規模を拡大していきました。

その中で、一部の評論家が農業たたきをしたんです。都市近郊で米・野菜を作っているから宅地が高い。農地を潰せば、そしてまた、外国から農産物を輸入すれば、もっともっと物価は下がるんだ、そんなことを言っていました。

当時、柏の商工会議所がその評論家を呼んで講演会をやった。その後、会頭と行き会ったときに、いとも簡単に「農産物は輸入したほうがいい」ってはっきり、自分に言ってくれたんですね。そのとき感じたのは、この評論家は世論づくりをしているんだな。その会頭も大学を出て、それなりに見識がある人なんだけれども、やっぱり有名な評論家が言えば、みんな「そうだ、そうだ」となって、世の中が変わっていくんだなと、そう感じたんですよね。

じゃあ、そのとき、どうしたら自分たちのやっていることを認めてもらえるんだ。もちろん自分なんかは、テレビに出たり何もできない。じゃあ、自分のお客さんに自分の農業を知ってもらおう。また、できるだけ理解してもらおう。そういう機会をつくっていこうということで、自分でいろんな情報を出し始めました。

そして、また、田植え、稲刈り、そういう経験をしたいというのは、もうどんどんやってくださいということで、今でも、今年も6グループが田植えと稲刈りをやっております。そういうふうに、できるだけ農業を理解して、農業をもっともっと応援してもらおう、そういうことを考えてやってきました。

そういう甲斐もあって、今は、借地、これが遊休農地で100へクタールあまりあったのも、それも田畑に戻しました。そして、また、基盤整備したりしてあるところもあるんですけれども、そういうものを含めると、米と麦で大体180へクタールぐらい、今やるようになりました。そういうふうに、自分がやりたい夢を持てば農業でもやれるんだなと、そういうことで、自分でもこれから頑張ってやっていこうと思っています。

それと、もう1点、うちはまだ法人化してありません。それはなぜかといったら、やはり日本の農業というのは、家族経営、家族労働でやってきて、リスクが発生したときは、家族の中で、「我慢」という言葉で耐えてきたんです。ただ、今は実際に、自分でも、法人化していなくても10人あまりの従業員がいます。そうすると、その従業員に、リスクが

発生したときに「我慢してくれ」とは言えないんですね。それをこれから、そのリスクの 発生を乗り越える、そういうことを考えていかなくちゃいけないんですけれども、あえて ここで法人化して、この従業員とともに、農業をもっともっと頑張ってやっていこうとい うことで決意しています。

簡単ですけれども。

○中嶋審議会長 ありがとうございました。それでは、髙島委員、お願いいたします。

○髙島委員 遅れましてすみません、オイシックスドット大地の髙島宏平といいます。私自身は、食品小売ですが、通信販売で、宅配で一般のお客様に野菜等を売るという仕事をしているので、農業そのものはやっていないんですが、農家さんとか、生産業者さんと直接取引をする業態なので、その隣にいるという立場で参加させていただきます。

まず、参加するに当たって思うのは、いつも農業の議論というのは、産業振興だったり、安全保障だったり、社会保障だったり、景観保護だったりの論点が結構、かなり混ざったまま議論が進み、比較的感情的になりやすく、何か総花的な結論になるというのが結構多いなというふうに思っていて、できるだけ、最終的にはどれも両立する方法を探さなきゃいけないし、最終的には政治判断でプライオリティーを決めなきゃいけないと思うんですが、しっかりと論点を明確にして議論をするように心がけたいなというふうに思っています。

あと、もう1つ、農業の話で言うと、農業の話なのか農家さんの話なのかということも 混ざりがちだなというふうに思っていまして、日本の農業のことを考えるということであ れば、未来の農業にとって何がベストかという視点で議論をしていきたいなというふうに 考えています。

今日、EPAの話があったので、せっかくなのでEPAのことでコメントを2個か、時間があれば3つ、言いたいと思うんですけれども、まず1つは、さっき加藤さんからもありましたけれども、グローバル競争というのは、絶対に激化するというか、EPAがどうなるか、TPPがどうなるかわからないにしても、10年後、20年後を考えると、食品のグローバル化、食品マーケットのグローバル化が進まないわけがないというふうに思います。

その中で、非常に大事だなというふうに思っているのは、さっき佐藤さんのGAPの話がありましたけれども、基準の、グローバル戦略みたいなものが非常に重要であるというふうに思っています。

GAPはヨーロッパから生まれたもので、日本は、JGAP、オリジナルGAP、アジアGAPみたいな日本風のものを今、一生懸命みんなでやっているというふうになっていますが、そのヨーロッパから来た基準がアジアにも回ってきて、今はインドネシアあたりだと、グローバルGAPを取っていないところは輸出が難しいときもあるみたいな感じになっていますね。それに対してアジアGAPがアジアのスタンダードになれるかという、基準同士の戦いみたいなことが起き始めているし、非常に重要なことだなというふうに思うんですが、そういう意味で言うと、水産品で今回関税がなくなるということですが、農業はもう、GAP頑張ろうということに今なっていると思うんですが、水産品に関しては、MSCとかASCとか、やっぱりイギリス系のやつとかがスタンダードになりつつあるかな。オリンピックでもそれが推奨されているということに対して、日本の水産品の世界と競争できる基準というものが明確に持てていないように思っています。

関税がなくなれば日本の水産品が輸出できるのかというと、やっぱりそういう部分をしっかりと戦略を立てていく必要があるし、逆に、今、輸出できているアジアに対しても、そういうヨーロッパの基準とかが侵略……侵略という言い方はいいかわからないですけれども、スタンダードになっちゃうと、せっかくのチャンスが取れなくなっちゃうと思いますので、グローバルに通用する基準、基準戦略というものが非常に重要だなというふうに思っています。

それから、2つ目ぐらいまで言えると思うんですが、農業、EPAとかそういう、グローバル貿易についての農業の課題を、農業界だけで解かないでいいんじゃないかなというふうに思っています。

具体的に言うと、今回のEPAとかでは、受益者が産業界にいるわけですよね。例えば 自動車産業とか、その受益者の人たちが結構多くいると思うんですが、そういう方々から 見ると、何とか成立させたい、させたいが、農業問題が起きると成立しなくなっちゃうの で、それはもう政府頼み、みたいな感じになりがちだと思うんですね。

だけども、例えば、その人たちとかも農業の解決に巻き込めばいいんじゃないかなというふうに思っていて、例えば経済同友会とか経団連に所属するような大企業の社員食堂では、国産チーズをこれぐらい積極的に使うとか、そういうことをコミットしてもらうみたいなことは、そんなに難しいことではないというふうに思っています。

農業界の問題を農業界だけで解くのではなくて、産業界とか、さっき消費者の話もありましたけれども、様々な人たちに広げてみんなで解いていくというような体制が有効なの

ではないか、というふうに思っています。

もう1個言おうと思ったんですけれども、時間がないので終わります。以上です。

- ○中嶋審議会長 いや、発言して結構ですよ。
- ○髙島委員 もう1個、言っていいですか。
- ○中嶋審議会長 はい。
- ○髙島委員 すみません、長くなって。もう1個は似たような話なんですけれども、例えばチーズで言うと、国産チーズが大変なので国産チーズの消費を拡大するための補助金をつけよう、みたいなことにもしなると、なるかどうかはわからないんですけれども、なるとすると、そもそも、補助金とかって要るのかなというのは基本的に思うんですが、どうせまくなら、せめて、作る人だけじゃなくて、使途とか、買う人に対してそういうお金の使い方をしたほうが、一時しのぎではなくて、サステナブルになるんじゃないのかなと思います。

例えばレストランとかに対して、国産チーズを使ったメニューの開発に対して、コンテストなり、助成金なりをつくり、そのレストランの看板メニューをつくれたところが優勝みたいなことを、例えばですよ、やると、それは、看板メニューができた後も国産チーズを使わざるを得ないというか、レストランとしてもそれを売り続けざるを得ないというか、看板メニューになっているので、売らないという選択肢はないので、その補助金というか、一時的なお金によってそれができた後も、継続的に産業が広がり続けるんじゃないかなというふうに思うんです。

ですから、補助金がそもそもいいのか悪いのかというのはあると思いますが、さっきの話に似ているんですけれども、農業の問題を解くときに、作る人だけじゃなくて、売る人とか買う人に対しても、巻き込みながら、うまくその人たちのモチベーションや、その人たちの持っている力も引き出しながらやっていくということが……、僕は売る立場なので、そういうことがあると、結果的に農業が強くなるんじゃないのかなというふうに考えています。

すみません、長くなりました。

- ○中嶋審議会長 どうもありがとうございました。それでは、知久委員、お願いいたします。
- ○知久委員 千葉県野田市のほうから来た知久といいます。

ここにいるのがちょっとびっくりするんですけれども、私は、高校を卒業するときに、ただ漠然と牛を飼いたいなと思って、北海道に渡って、千葉のほうの農家にお嫁に来たわけで、ただただ、牛が好きだけで来てしまったんですけれども、本当に酪農って十人十色、100ある農家だと100のやり方があって、そこには、でも、乳価という決められた価格があってなかなか自分で売るということもできないですし、六次産業をするとなると、また、設備投資とかいろんなお金もかかることがあったりなんかして難しいんですけれども、私が今すごく思っているのは、私が嫁いだ先は野田市なんですけれども、もともとは関宿町という、終戦を迎えさせた鈴木貫太郎さんが最終的にそこで生活されたわけで、東京のほうから戻られたときに、この地域が本当に緑と水の豊かな場所で、ここには農業が絶対必要だし、東京で疲弊している子どもたちにおいしい牛乳を飲ませたいということで、農業塾と酪農塾を開いた。

もともとの関宿町も農業が盛んだったんですけれども、そのころは100軒あった農家が、 今ではもう23軒しか酪農家がないというところがすごく私は残念だなと思っていて、どの 地域でも言えると思うんですけれども、すごく高齢化が進んでいて、なかなか、逆に今度 は後継者がいないというところが……多分、日本全国どこでも酪農の場合はそうだと思う んですけれども、どうしたら後継者ができるとか、どうしたら高齢化の酪農業界がなくな るかというのはすごく難しいところだと思うんですけれども、やっぱり酪農は、その地域 で、ここで何百年も何千年も乳を搾りたいという、経営者が思わない限り、続けていけな い産業だなって、すごく思うんですね。

すごく大規模化しているところもあるかもしれないんですけれども、やっぱり日本らしい酪農って、結構、その地域にたくさんの酪農家がいて、みんなで一緒に、草とか自給飼料なんかを作りながら続けていって今日があると思っているので、そういう酪農という産業を……家族経営でもいろいろやり方があるんですけれども、やっぱり日本の牛乳を残していくためには、そういうところも大事にしていかなきゃいけないなと思って、私は何となく、このお話をいただいたときに、そういうお話を伝えられたらいいなと思いながら来させていただいています。

自分的にはちょっと、ナチュラルチーズのほうも作っていまして、日本チーズ生産者の会というところのメンバーにも入っているんですけれども、チーズだけのことではなくて、 牛乳の流れが変わってくるんだなってすごく思っているのは、プロセスチーズを作る原料の大型のナチュラルチーズが入ってくることにより、北海道からの牛乳が内地に今以上に 流れてくるとなると、やっぱり少し小さい農家が搾っている牛乳よりも、北海道からどーんと来る牛乳に圧迫されてしまうのではないかなという、すごく不安があって、やっぱりこういう不安っていうのはなかなか、一個人ではどうしようも……知り得ないというか、声を出しづらい部分でもあると思うんですけれども、そういう、もっと農家が搾りたい、牛を飼いたいという、なんか科学的ではないんですけれども、酪農家には、今一番それが、乳を搾りたいっていう気持ちになるのが一番大事なことかなと思って、なかなかうまく言葉では言えないんですけれども、そういう、何か、みんなが笑顔になって乳を搾ったり、牛のコンテストとか、自分たちの作ったチーズを食べ合いながら何年も酪農を続けられる酪農が……今、このすごい大きな渦が、酪農の中で起きているときですけれども、いろいろ勉強させていただきながら、意見を言えていけたらいいなと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

- ○中嶋審議会長 ありがとうございました。それでは、前田委員、お願いいたします。
- ○前田委員 熊本の阿蘇のふもとから参りました前田と申します。

私たちは、養豚とキャベツをやっております。年間出荷頭数が、豚は5万頭、そしてキャベツは300トンということで、循環型の中でやらせていただいています。創業は、もうすぐ50年になります。従業員が、今、80名ほどになっております。

ここで経営理念をご紹介させていただきたいと思います。社是、「人と食と環境の未来のために」、経営理念、「日本の食を守る。次世代を担う農業界の人材育成に貢献する。セブンフーズ式農業を通じて、環境保全および地域に貢献する。全社員の物心両面の幸福を追求する。」あと、経営指針、行動指針、ありますけれども、この経営理念を中心に会社のほうを運営しております。

で、オンリーワンのストーリーにこだわって、いろんなことをしてまいりました。50年前からやっていると言いますけれども、本格的に畜産のほうにやり出したのは、第2創業期といいますか、それは10年ほど前で、そのときに規模を20倍ほどにしました。

そのときに、ストーリーに相当こだわったんですけれども、その中で今やっていることは、食品リサイクルループ、これは味の素冷食さんと、4年ほど前からキャベツを作って、味の素さんにキャベツを納めて、ギョーザを作るときの芯とか葉っぱをまたえさにするという形で、例えばそういうふうにして、今日お渡しした名刺の中の裏にあります「食品リサイクルループ」を構築しております。

飼料米を600トンほど使って耕畜連携のほうを九州内でやって、熊本地区では、佐賀とか、大分、鹿児島ともやっております。それから、畜産クラスター事業も踏み出しておりまして、28年度に承認されまして、県内に4軒の養豚農家、それから飼料米生産者、野菜農家と、また、行政のほうにも会員になっていただいて進めているところです。それから、地域との連携については、地域の夏祭りや地元での雇用とか、そういうものをしてやっております。今からちょっと拡大していく予定が、キャベツをこれから2、3年で、今300トンを3,000トンにやろうと思っております。

今は地域の高齢化が進んで、土地を貸す、売るという話が今多く相談を受けていまして、 悩んでおりましたら、収入保険ということでお聞きしまして見ていく中で、これを、背中 を押された形で踏み出そうというふうに思っております。

それで、いろいろやる中で、やりたいことはいっぱいあるし、やらなくちゃいけないことはいっぱいあるんですけれども、今この中で、この10年間で思いますのは、やっぱり人材育成、とにかく、それが何よりも今、農業界においても、うちの会社においても必要だということで痛感しているところですけれども、うちの会社の近くでは10分以内に大型工業団地がございまして、ホンダ、ソニー、東京エレクトロンと、いっぱいそういうところがあります。それと、熊本震災とかありまして、建設業界も人手不足ということで、全体的に人手不足なんですけれども、その中で人材の取り合いをしなくてはならないという中で、では、人が来ない、いないじゃなくて、どうやったら来ていただいて、どうやったら定着していただけるかということが本当に、日々の課題になっております。

この10年間やってきた中で、今、キャリアアッププランというのを社内で制度化しまして、当然、人事評価制度も10年前に入れましたけれども、これは本当に失敗の連続で、少しは良くなっておりまして、改善しておりますけれども、それを農業界の中でどう落とし込むかというのは本当に課題であります。

それから、ライフワークバランス制度、これも3年ほど前に入れまして、社員さん、女性社員が結婚、出産、あと、高齢化の、男性も介護で使えるという形のものを取り入れましてやっております。それから、来年度からは、週休2日、それとロングバケーションを取る制度、そういうものを制度化しまして、もっとみんながそういう、仕事も大事だけれども自分たちのライフワークも大事ということで、それを後押しをしております。

本当に、やりたいことがどんなにあっても、人がいなければそれは何も実現しないし、 どれもこれも中途半端なものになって終わってしまうので、しっかりと人を育てていかな いと会社の運命がそこで途切れてしまうということを痛感しております。うちも、途中で、 3、4年前に大量に社員がやめたことがありました。そういうことを通して、また、今、 自分たちを振り返りながら進化させているところであります。

現在の農業環境は本当に内外とも厳しい中で、どうやって生き残るかという課題がありますけれども、本当に、今、農政の変化といいますか、そういうものを少し私なりに感じておりまして、今後のそういう変化に、また攻める行政になっていかれるのかなと思っておりますけれども、大変期待をしているところです。

また、現場から何か発信できることがあると思いますので、意見を言わせていただけれ ば本当に感謝です。

以上です。

- ○中嶋審議会長 ありがとうございました。それでは、松尾委員、お願いいたします。
- ○松尾委員 初めて参加させていただきます、ラルズの松尾といいます。

ラルズというのはスーパーマーケットでして、ホールディングスで、親会社がアークス グループというのがありまして、北海道、東北を中心に8社のスーパーマーケット、その 中の、ラルズが一番核企業という形となっております。

私はその中で、生鮮食品の仕入れということで、青果、水産、食肉、総菜の仕入れの責任者と物流の責任者、物流については、トラック台数で約300台が毎日動いています。それの効率化、あるいは、プロセスセンターが4つ、それぞれ持っておりまして、これは、スーパーマーケットのセンターといったらパッキングが中心に思うんですけれども、干物工場とか、野菜工場とか、そういうことをやっておりまして、今よく言われています生産性改革ということと、効率から効果を生み出すということを中心にやっております。

今までスーパーマーケット、なかなかそういう官庁関係の会議とかに参加することは、呼ばれなかったんですけれども、最近、比較的いろいろ呼ばれていまして、今、国交省のモーダルシフトの会議、これはJR貨物の活用ということで、ほとんど野菜です。で、我々も大きな効果を非常に出しております。また、あと、経産省のほうでは、製・配・販の連携協議会ということで、返品の削減とか、RFIDの活用とか、そういうことをやっております。

北海道では、農業改革に対抗したわけじゃないと思うんですけれども、「もっと食べようお魚委員会」というのがありまして、ここではとにかく需要拡大です。もう、はっきり

しています。生産数を増やして、販売数を増やす。国内・輸出を問わず、増やすということで、我々スーパーマーケットでは、魚売り場の中に魚の総菜コーナーをつくっている。 魚屋さんが総菜のような、ちょっとコンパクトなバックヤードを持って、旬のものを…… 総菜は、どうしても工場用というか、規格製品が多いんですけれども、もう、今とれたものをそのまま作って売るんだということで、これも産直とか旬とかをアピールして、比較的成功しています。

会社の方針としては、今年から、「ウィンの6乗」ということで、お客様、従業員、取引先、投資家、地域社会、会社と、こういう順番で、とにかくトレードオフになっちゃいけませんということで進めております。

農業に直接関係することとしては、先ほどのモーダルシフトでは、北海道は日本の端に ありますので、遠距離輸送で、我々はいろんな恩恵を受けておりますが、逆に、北海道の 直接取引している生産者の方にそれを紹介して、本州のほうに野菜を運ぶということで、 非常に好評を得ているという形です。

また、各店舗に、先ほど言った300台の車両が各店舗をぐるぐる回りますので、そこで帰り便に生産者のところに寄ったり、漁港に寄ったりという、帰り便の活用とか、生産者が自分で作った野菜を自分で値段をつけて売る。これは結構いろんなスーパーがやっているんですけれども、これも、売れなければやらないわけなので、生産者の自由なので、これもやっています。

当別町という、札幌の隣に農家の町があります。そこでは、野菜の売り上げが非常に売れない。もう農家さんばかりなので、野菜、買わないんですね。野菜の構成比が非常に低い町だったんですけれども、この持込み野菜をやると、最初は2、3軒でやったんですけれども、もう、ほかの生産者の方が「おれにもやらせろ」、「おれにもやらせろ」と。で、野菜の構成比が、逆に一番高いぐらいまで上がってしまった。おかしなことなんですけれども、そういうことがあったりしています。

スーパーマーケットは安く売るから生産者が困っているんだという意見が、いろんなところで言われるんですけれども、決して我々は安く売りたいんじゃなくて、どうやったら安くしなくても売れるかを考えています。高く売ることも考えていません。やはり、これは消費者のメリットにならないということで、どうやったら安くしなくても売れるかということで、取り組んでいる農家さんには、例えば傷の商品、あるいはサイズの小さい商品は、総菜工場で加工品にしたり、あるいは、天災によって傷ができたり、ひょうが降った

とかそういう、穴があいたとかというのは、これは全く安く売らなくても、そのことを新聞、テレビで報道されますので、そのことをしっかりPOPでうたえば普通の値段でちゃんと買ってくれます。あるいは、イチゴでも、白くて小さいイチゴとか、生鮮イチゴとしての価値はないように一見思うんですけれども、イチゴジュース用という販売をすれば、すごい健康によくて、おいしくて、最高級のイチゴジュースができるということで、そういう売り方でいろいろ変更できる点もあるかなと思います。

皆さんと若干視点が違うかもしれませんけれども、よろしくお願いしたいと思います。

○中嶋審議会長 ありがとうございました。

それでは、三輪委員、お願いいたします。

○三輪委員 日本総合研究所の三輪でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

我々、日本総合研究所は、いわゆるシンクタンクではございますが、現場から様々なものを発信したり変えていこうということで、いわゆる「ドゥ・タンク」という言葉を標榜しております。その中で、私自身はもともと農学部出身でございまして、ずっとドゥ・タンカーとして、農業をビジネス化するという活動を担当してまいりました。

その中で、やはり農業も、流通であったり、生産、それぞれで様々な工夫ができるだろうということで、7、8年前には、農産物のブランド化のベンチャー企業を立ち上げさせていただきましたし、ちょうど昨年から今年にかけては、我々のグループとして、秋田で米の農業参入を行いまして、今は栃木で、今度は野菜作の観点で農業参入をできればということで、まさに農場を立ち上げようとして、今私自身、進めておるところでございます。残念ながら、農学部出身でも、農業技術というところには非常に疎いところがございまして、毎週毎週、匠の農家の方に「作業が雑だ」というふうに怒られながらも、現場の問題点であったり、イノベーションの種を探しておるというところでございます。

また、様々な企業の農業参入をこれまでお手伝いしてまいりました。鉄道事業者であったり、ゼネコンであったり、スーパーマーケットであったり、家電メーカーであったりということで、この前数えましたら約50の農業参入を全国でお手伝いしてまいりました。

そのような中で、自ら事業立ち上げも含めて、担当しておる中で感じていたことといたしまして、日本の農業は長く、厳しい、厳しいというふうに言われてまいりましたが、今、日本の農業、大きなチャンスが横たわっているのではないかというふうに、切に感じておるというところでございます。

具体的に申し上げますと、農業就業人口がこれだけ減って、200万人を切って、これか

ら100万人、50万人という形で、恐らく急激に減っていくと思いますが、これは、我々の ビジネスの現場の観点からしますと、一人当たりの農地であったり、さらには一人当たり のマーケットサイズが拡大するというチャンスを意味していると思います。なので、マク ロ的な指標を見ていますと日本の農業は厳しいというふうな論調に全体が覆い隠されてし まいますが、我々ビジネスの現場からすると、ピンチをチャンスにという形で考えますと、 本当に今、日本の農業が強い産業になれるタイミングではないかなというふうに思ってお る、というところでございます。

その中で、先ほど新規就農者のお話もございましたが、我々の農場でも今やる気のある若手の方が、「ぜひ、農場に入りたい」ということを言っていただいています。その方が、これから10年、20年、30年、活躍いただけるために必要なこととして、今、我々、3つの重要な視点を、中で共通認識として持っています。

1つは、先ほどから出ております「もうかる農業」ということで、他産業に就職するのと同等、もしくはそれ以上に、やはり収入というのは必要かと思っております。

残りの2つが、「クリエーティブであること」と、「イノベーティブであること」だというふうに思います。食というのは、単に収入を得るためではなく、そこで、やりがいであったり、社会貢献であったり、もしくは、そこから新しい自分の価値観を世の中に問うていくようなものだと思っていますので、そのための場として、農業を魅力ある職業、産業にしたいというふうに思って活動しております。

その中で、特に私自身が注力させていただいている観点は2つございまして、1つが農業技術、1つが農産物のブランド価値というところでございます。

新たな農業技術につきましては、私自身、農林水産省の復興事業であります「先端プロ」の委員を、宮城、岩手、福島、3県でやらせていただいておりましたり、もしくは、内閣府の「SIP次世代農林水産業」のサブ・プログラムディレクターを、若輩者ながら務めさせていただいておりますが、そのような現場に行きますと、まさに日本独自の新しい農業技術が次々に出てきて、それを農家の方々が「これはいい」というふうに言っていただけるようなところに、この5年で大きく進歩したと思っています。これをいかに現場に定着させるかというのが1点目でございます。

2つ目がブランド化でございまして、今、実際、私自身、農産物の輸出のお手伝いをしておる中で、先日、ヨーロッパのバイヤーに言われたのが、「和牛はおいしい。ただ、和牛のえさは、これは輸入されたえさなんじゃないのか」ということを言われてしまった。

つまり、日本で作られた国産、もしくは日本人が作ったということだけではなくて、そこの中に、いわゆる、フランスで言うと「テロワール」という言葉だと思いますが、日本の大地であったり、自然であったり、気象であったり、もしくは文化、伝統というもの、もしくは、農家の方の思いをいかにきちんと詰め込んでブランド化していくかということで、ブランド化というのは錬金術ではありませんので、本当にこだわってきたことをきちんと伝えていって評価してもらうということですので、そういうような観点から見ますと、まだまだ、できる政策であったり、ビジネス上の取組というのがあるのだと思います。

長くなって恐縮でございますが、1つ、飼料米について、先日あるテレビ番組で、私、 コメンテーターをさせていただいたんですが、そのときに、最初に局のほうから出された フリップが、「飼料米の9割は補助金だ」というふうに言われたんですが、こういうふう な見方というのは非常に短絡的で視野が狭いということをコメントさせていただきました。

国産の飼料米を作ると、それによって国産のえさで育った畜産物であったり酪農品が出てきて、さらにそれを加工することによって、国産のえさを食べた、例えばデザートであったり、そこでできた新しいメニューであったりということで、まさに「国産のえさ」というところから波及効果というのがどんどん出てくるわけです。こういうふうな広い観点から、どこに重点的にお金を、貴重な税金を投入していくのかということをやはり包括的に見ていくことが、日本の農業の飛躍の第一歩になるのかなというふうに感じております。

今回、微力ながらではございますが、ぜひ、いろいろな形で貢献できればというふうに 思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

- ○中嶋審議会長 ありがとうございました。それでは、柚木委員、お願いいたします。
- ○柚木委員 全国農業会議所の柚木と申します。よろしくお願いいたします。

農業委員会制度の改正がございまして、昨年の4月から、全国の農業委員会のネットワーク機構ということで、大臣の指定を受けて活動させていただいております。全体的な全国の農業委員会のいろんな活動の支援ということ、そして、認定農業者を始めとする担い手の方々の組織化とか、それから活動の取り組みの支援、具体的には、農の雇用事業とか、新規参入の促進といったようなことで活動させていただいております。また、そういう活動を通して、いろいろな現場での課題、また問題点等々は、政策提案というふうな形で大臣のほうにも意見を出せるということにしていただきましたので、そういう活動もさせていただいているところであります。そういう中で、人と農地のことを中心に、こういう場

でもいろいろ意見を出させていただけたらありがたいと思っております。

今日、せっかくの機会でありますから、2点ほど、今後の検討の中で御協議いただけた らありがたいことを申し上げます。1つは担い手の関係でございます。

農業経営の改善計画をみずから立てて、それを実践、また達成していくという認定農業者は、全国で、今、約24万5,000の経営体があるわけですが、年齢的に、60歳を超えられた方が半分を超えたということで、これはかなりショックな数字ではないかと思っております。これから5年先、10年先にこういう経営をどう継続していくのか、経営継承していくのかというところが一番大きな課題になろうかと思っております。これまで我々も、新規参入、新しく、企業も含めて外から入っていただくということも進めてきているわけですが、同時に、今ある、一定の経営を確立されている方々の経営を、どう次の世代に継承させていくのか。個別経営で言えば、当然、後継者の方々にやっていくのが効率的であるというふうに思っているわけでありますけれども、なかなかそういう方がいらっしゃらない経営をどう、第三者も含めて継承していくのかというところは、我々も含めてでございますけれども、しっかりと検討して、一定の方向性を出していくということが大事ではないかなと思っています。

そういう中で、農地の問題につきましては、これから、国のほうでも示されておりますように、担い手に今54%集積されているものを8割までということであります。1つは、54%の中の、担い手には集まってはいるんですけれども、なかなかやはり、効率的な作業ができるような単位にまだなっていないというところをどう調整していくのかという、これが1つ、農地中間管理機構の活動も含めてあるわけでありますけれども、残りの、この8割まで持っていくというところについては、かなり地域的に厳しい条件のところが増えてきておりますので、鳥獣害対策も含めていろんな手を打っていかなきゃいけませんし、これまでの平場のような集積のやり方とは別の新しい手法も考えていく必要がある、また、整備していかなきゃいけないというふうに思っております。

今般、国会のほうで土地改良制度の改正があって、農地中間管理機構が借り上げて、費用なくして、また地域の同意もなくてもそういう取り組みができるというところに舵を切っていただいておりますので、そういうことも含めまして、推進を図っていく必要があると思っております。

農業委員会も、昨年の4月から、新制度への移行が進んでおります。7月末には、全体で1,330の委員会が新体制に移行するということで、全体の約8割になります。

農地利用の最適化ということで、この取り組みをしっかりと進めるということが我々の一番の使命になっておりますので、今申し上げたようなことも含めて、具体的なそれぞれの地域、農業は、今までお話がございましたように、それぞれ地域性があるわけですので、それにできるだけマッチしたような施策の推進ということ、これは国に頼るだけではなくて、我々、農業委員会組織を含めまして、みずからも、現場の意見を積み上げて、方向性を出して取り組んでいくということが一番大事だと思っております。

最後になりますけれども、もう1つは、現在、これは農地以外も含めて、相続未登記の土地がどんどん増えてきているという、この課題については国を挙げて取り組んでいくということで、方向性も出されているわけでございますが、農地については、ある意味では一歩先に、農地の利用のためのいろんな制度、農地法を初めとして政策が展開をされて動いてきているわけであります。しかし、いかんせん、未登記農地が全体の農地の約2割ということになっておりますので、先ほどの農地集積8割を目指すということになれば、そういう農地も対象になってくるということになります。この点について、今の施策の中で所有者の方々の同意を得るというのが基本的な考えになっておりますけれども、そこを、利用の観点に立って言えば、民法上のいろんな制約はあるにしても、農地制度の中で一定程度長期の利用については、全員の同意がなくても、例えば固定資産税を納税されている方が実質的な耕作をされているのであれば、そういう方ができなくなれば、そこはその人の同意で、中間管理機構へ貸すことができるとか、農地利用の観点に立っての農地制度の、もう一歩踏み込んだ施策の改善も必要ではないかと思っております。この点も、我々自身も具体的な方向性も提案させていただきながら、議論させていただけたら非常にありがたいなと思っております。

以上であります。

○中嶋審議会長 ありがとうございました。

全員の皆様から御意見をいただきましたが、前半の委員の皆さんは、少し時間を気にされて短めに御発言されたんじゃないかと思うんですけれども、もし何か追加して御発言したいということがあれば承りたいと思いますが、いかがですか。無理にというわけではないんですが。

加藤委員。

○加藤委員 世界へ打って出るというお話をさせていただいたんですけれども、1点気になっていることと、1点、今、農業ロボット等々で生産改革をしようじゃないかみたいな

動きをしていまして、その辺の、共有にもなってしまうんですが、どんなことが起きているのかというのをお話しさせていただければと思います。

1つ、EPA等に関してなんですけれども、工業に私もいましたので、EUって、したたかですよねというのは、よく皆さんもご存じだと思うんですが、非関税障壁についてもちょっとまとめておかないと、表向きのこの貿易だけの、よかったね、対等だねというところだけだと何とも言えなくて、始まってみたら非関税障壁だらけで全然輸出できませんみたいなことはよくある話だと思うので、こういう資料をまとめるときに、やっぱり裏にある非関税障壁のところもまとめられるといいんじゃないかなと思っています。

2点目の農業ロボット等々、今、開発したり、あと、各地へ呼ばれて、農業と工業を掛け算して、みたいな話を進めています。

その中で、かなり海外からの問い合わせをいただいています。アジア諸国、それから、 南米のほうからもお問い合わせをいただいて、農水省の中の技術の方たちに御対応いただいているんですけれども、日本に対するアジア諸国の期待というのは非常に大きくなっています。また、アメリカでは、大統領がああいう方ですので、もう移民が入ってこないというのを危機感に思って、シリコンバレーがかなりアグリテックに力を入れていまして、スタンフォードの方とかとも話をさせていただいています。

なので、まあまあ、先んじて日本が人手不足という中で、アグリテックを先んじて手がけてきたのだとは思ってはいるんですが、その一部期待されている面と、アメリカやヨーロッパがまた仕掛けてきている点を踏まえて、日本としてどうしますかと、きちっと、先ほど髙島社長からもお話があったように、自動車産業、二次、三次を踏まえて連携をして、仕組みとしても1つ、で、そういうロボットとかAIとかというツールとしても、まとめた仕組みとして、どうやって日本がアグリテックで先陣を切れるのかというのは、ここ数年の戦いに勝てるかどうかだと思っています。

私が住んでいるところは静岡の西部地域で、ヤマハ、スズキ、浜松フォトニクスとか、 半導体から輸送機器まで全部そろっています。なので、何か作ろうと思えば、すぐ形になります。なので、農業ロボットもすぐ作れちゃうんですけれども、そういう意味で技術はあるので、あとは、どうやって戦略的に開発をして、農家さんともタッグを組みながら世界に打って出られるかみたいなところだけな気がしていますので、そういう面で、アグリテックも1つの……農業を引っかけた、新たな、日本から生まれるビジネスの1つの柱になるんじゃないかなと感じていますので、農水省、経産省、いろんな省庁をまたがっちゃ う、ちょっと難しい事業なんですけれども、ぜひこういう場でも、こういう新しいもうか る柱というのも議論できればなと思っています。

以上です。

○中嶋審議会長 ありがとうございました。

ほかに、いかがでございましょうか。

後半の皆様からでも、もし追加の御発言があれば承りますが。よろしいですか。 どうぞ。

- ○髙島委員 基本的なことで、さっきも水産業の話をしたんですけれども、スコープというのは、農業だけですか。あるいは、食品全般とか、あるいは林業まで含むのか。この場のスコープというのは、どういう感じなのでしょうか。
- ○中嶋審議会長 ここは、食料と農業と農村の政策を審議する場ですので、水産については、水産のほうの審議会で対応していただくというふうに理解しております。
- ○髙島委員 水産は入るけれども、林業は入らない。でも、林業も、農村だと入るのかな。
- ○中嶋審議会長 いや、林業も、林政審議会のほうで、制度、政策に関しては議論していただきますが。
- ○髙島委員なるほど。わかりました。
- ○中嶋審議会長 ただ、先ほどのEPAのお話の中にも、関連して御説明いただいておりますし、もちろん漁村でも農業と関係しているので、そこら辺の議論はすべきだとは思っておりますが。
- ○髙島委員 わかりました。ありがとうございます。
- ○中嶋審議会長 今の件に関して何か、役所のほうから、追加で御説明いただけますか。 よろしいですか。

前田委員、どうぞ。

○前田委員 熊本のほうでは、どこの県もあるかもしれませんけれども、本当に、今、外国人研修生なしでは現場が回らないという状況が深刻化しております。その中で、私のところも今6名、年内に10名の、ベトナムから研修生さん、働いてくれています。非常に真面目で、一生懸命やってくれています。

その中で、養豚というのとキャベツとありますけれども、彼らが、リフトの免許であるとか、トラクターの免許であるとか、そういうふうなものが、今はなかなか取りづらい。 現実、取れないんじゃないかなと思っております。それを緩和する施策はないだろうかと 思っております。そうしないと、やれる仕事に限界がありまして、増やそうにも増やせないというところと、外国との競争の中で、日本はいろんな条件が多過ぎてなかなか来づらいという、そういう入り口のところでも課題がある中で、現場に来てみて、例えばうちであれば、養豚場にという名目で入ったら当然そうだと思うんですけれども、キャベツのほうはできないとか、そういう中で、事業規模を拡大していく中で、柔軟に、環境が変わる中で対応できない。3年間、あるいは5年間、それが変えられないという状況もあります。細かいところはいろいろ、私もルールを全部知っているわけではございませんけれども、その辺のところを、特区であるとか、そういうものを活用して、まず先行的にできないだろうか。治安の問題とか、農業現場の事故であるとか、いろいろ心配な点はいっぱいあると思うんですけれども、何とかその辺を、道が開かれないかなと思っております。

○中嶋審議会長 ありがとうございました。

ほかに、御意見、もしくは、先ほどのように御質問というのがあれば、お受けしたいと 思いますが。

よろしいでしょうか。

今の前田委員からの外国人研修生の問題ですね、こういったことも含めて、経営局のほうから発言いただけますか。

○大澤経営局長 今の外国人の研修生、熊本だけではなくて日本全国で、特に農業をしっかりやっていらっしゃる方にとって、なくてはならない人材になっているという現実は承知しております。ただ、外国人研修制度というのは、あくまで、研修して本国のほうの農業に役立てたいという建前ですので、その観点から、やはりいろいろ制約があるということでございます。

今回、この国会で、国家戦略特区の中で、農業について初めて、そういう研修生という 資格ではなくて、日本の労働力として受け入れるという枠組みをつくらせていただきまし て、その中では、ある意味で、実験的な事業でどの県でも使えるわけではないわけですけ れども、今言われたような、耕作の栽培品目が決まっているとか、そういう問題について は解消して、農業は今もう六次産業化していますので、販売であるとか、加工の業務でも できるとか、そういうようなことであったり、地域を、一農業者だけではなくて、複数の 農業者で、派遣の仕組みを使ってできるという仕組みをつくったりしているわけですけれ ども、まだ始まっておりませんので、そこを、そういう、逃げてしまわないかどうかとか、 そういうような労働政策上のクリアすべき点もしっかりクリアした上で、特区を成功させ て、それに応じてほかの地域にも広げていくということを今、戦略として考えているところでございます。

○中嶋審議会長 よろしいでしょうか。

それから、GAPも含めて、いくつか認証制度等に御意見がありましたけれども、生産 局のほうから何か追加で御説明等ございますか。

○枝元生産局長 生産局でございます。

GAPについては、1つ、オリ・パラというのをきっかけにして、オリ・パラの調達の基準の中に、基本的にJGAP、あと、グローバルGAPというものを調達していきましょうということを、まず、決めました。

ただ、GAPそのものは、オリ・パラに生産物を出すという1つの手段ではありますけれども、さっき髙島さんもおっしゃいましたし、農業というものを経営の観点から見ていくというところで、非常に意味があります。佐藤委員からもお話があったとおりだろうというふうに思っているので、まずは、GAPというものを、することと、認証を取るということに分けて、「GAP」という言葉自体は、農家の方には定着しているんだけれども、今は非常にばらばらになっているんですね。これを国際水準のGAPに統一して、これをまず、するということで、農家の方々の意識、また、経営、そういうものを変えていきたいというのがございます。

あとは、その上で、例えばヨーロッパに出す場合にはグローバルGAPだとか、あと、 今はJGAPが「アジアGAP」に名前が変わりましたけれども、そのアジアGAPを、 まずはGFSIの承認をちゃんと取って、グローバルGAPの水準……水準というか、同 じレベルにしていくということと、アジアの中ではそれぞれの国でいくつかのGAPはあ るんですけれども、まだ、そういう定着というのはしていないので、これまで言っていた JGAPというものがアジアのスタンダードになるような取り組みというのをしていくべ きだというのは、もう、おっしゃるとおりでございます。

ここはまだ緒についたばかりで、どういうふうにアジアのほうに打っていくかというのは、今、研究をしていますし、これは生産サイドだけでは当然できなくて、現地に行かれているスーパーだとか、流通だとか、そういうところとも一緒に取り組んでいかないとなかなかできないので、そういうことは、流通サイド、小売サイドの方々にも、GAPというものの意義、もしくはフードチェーン全体における基準に、という観点で意識を共有していただいた上で、アジアのほうに打って出ていきたいなというふうに思っております。

その上で、農家の立場からすると、その認証を取ることによって、例えば輸出ができるだとか、今、イオンさんだとか、コストコさんだとか、コカ・コーラさんというのは、もう基本的にはGAPを取っているものにシフトをしていこうというふうにされていますので、そういうところに出される方はこの認証を取るというふうに、するということと、取るということをはっきり分けた上で、農業生産の現場のほうの意識の改革と、その上で、認証を取ることによってのさらなる販路なり何なりの発展ということと、あと、フードチェーン全体において、GAPを含めた規格認証、そういうものを日本の中で意識づけていくといいましょうか、そういうことをやろうと思っていまして、オリ・パラまでと、そのオリ・パラの後をちょっと分けて、戦略的というか、戦術的というか、ということで取り組んでいこうというふうに思っております。

さらにそこで、オイシックスさんなんかがそうですけれども、有機とか、そういうもの をどういうふうに考えていくかとか、いろんな観点が出てくるので、そういうこともいろ いろ御指導いただければと思います。

○中嶋審議会長 あと、日本食のブランド化、それから輸出の戦略の重要性について何人 かの委員から御指摘いただきましたけれども、これにつきまして、食料産業局のほうから 何かございますでしょうか。

○井上食料産業局長 いろいろと御意見いただきまして、ありがとうございます。

特に海外の市場に出ていくというときには、相手方から見ると、日本の生産者のことを初めて見る、初めて聞く人であったりということが多いわけですけれども、そういう中でも、このものは品質がいいものだということをどういうふうに伝えていくかというときに、先ほども御意見がありましたように、基準認証であるとか、あるいは、地理的表示なども含めた知的財産制度を有効に活用していくということが非常に重要だと思っていまして、今、生産局長からも御説明申し上げましたように、既に世界に幅広く通用している認証がある、規格があるときには、それを取るほうが有利だということもあると思いますし、ただ、できることならば、日本発の規格をグローバルスタンダードに持っていくということを、ぜひ、これからスピード感を持って力を入れて取り組んでいきたいということもあります。また、輸出を拡大していく上では、ブランド化を図っていくという今申し上げたような話に加えて、生産者の方はいいものを持っている、それから、相手の国の消費者なり、外食産業はこういうものを求めているというのが、私たち、いろんなところを回っているとそれぞれあるんですけれども、間が、なかなかつながっていかない。また、誰と組むか

によって、もうけ方が全く変わる。輸出の額は増えていても、利益は上がっていませんと いうのも結構あります。

いかにもうかるように、お客さんをできるだけ広げながらもうかるようにするために、 流通や物流も含めて、しっかりと対応をしていきたいと思いますし、また、時間がなくて、 例えばこれを審議会で、例えば半年、1年たって、検討する結果を待って何かを実行して いくというよりは、今日いただいているような御意見も踏まえて、その都度出てきたテー マはすぐに実行に移していくようなことで、輸出の拡大を含めた需要の拡大をやっていき たいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いしたいと思います。

○中嶋審議会長 ありがとうございました。

かなり多岐にわたる御意見をいただきましたので、最後に、まとめて、奥原次官から御 発言いただければと思います。

○奥原事務次官 どうも、貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございました。今日は非常に前向きな御意見が多かったと思いますので、大変ありがたく思っております。

世界を視野に入れて戦える農業にしなきゃいけないとか、それからどうやったらもっともうかる強い産業になるのかとか、それから技術をどういうふうに活用するかとか、本当にごもっともな御意見だと思っております。

ここ数年、農政についてはいろんな改革をやってきておりますが、我々の考えておりますことは、本当に日本の農業を成長産業にして、世界で勝てるようにしていく、ということです。特にこの担い手を中心とする農業者の方々が、自分の創意工夫でもって、自由に経営を発展させることができる、そういう環境をつくっていくというのが基本的なコンセプトでございます。

このために、農地を担い手に集積・集約化する農地バンクもつくりましたし、農協の改革、それから農業委員会の改革、こういったこともやっております。それから、昨年からは、生産資材の値段をどうやって下げるかとか、あるいは、流通・加工をどういうふうに合理化するかとか、それから、生乳の世界をどういうふうに改革するか、それから、輸出をどういうふうに促進するか、いろんなことを始めておりますし、法律も、それに即してつくってまいりましたけれども、まだ、十分定着しておりませんし、十分な効果が上がるというところまで行っておりません。

我々は、この法律制度を作っておしまいだとは思っておりませんので、新しい仕組みで やってみて、現場で問題があればこれをどんどん直していく。本当に成果が上がるところ まで持っていかなければいけないというふうに思っております。そういう意味では、この 審議会で、いろんな方々に、現場の御意見、それからほかの産業界から見た御意見、これ をいただきたいと思っておりまして、これを丁寧に、我々、消化をして、政策に反映をさ せていきたいというふうに思っております。

今日は、委員の方々の意見を伺う時間がかなりありましたけれども、これまでの審議会を見ておりますと、役所の資料の説明がすごく長くて、若干の質問があるだけで、委員の御意見はほとんど聞けないということが非常に多かったと思います。これからは、中嶋会長とも御相談しながら、委員の方々の前向きな御意見を伺える時間をできるだけ取りたいと思っておりますので、これからもひとつ、よろしくお願いいたします。

今日は、どうもありがとうございました。

○中嶋審議会長 ありがとうございました。

最後に、委員の皆さんからの御発言、ございますか。 髙島委員。

- ○髙島委員 1個だけ提言なんですけれども、この、何かボードがあるんですけれども、 委員は名前が書いてあるんですけれども、政府の皆さんは名前がわからない。名前が書い てなくて役職しかないと、なんか距離感があってワンチームになりにくいので、ぜひ、お 名前を書いたボードをやってはどうでしょうかという提言です。
- ○中嶋審議会長 ありがとうございました。じゃあ、事務方で検討していただければと思います。
- ○信夫政策課長 次回からすぐ、させていただきます。ありがとうございます。
- ○中嶋審議会長 ありがとうございました。

それでは、ほぼ予定の時間がまいりましたので、本日の食料・農業・農村政策審議会は これにて閉会といたします。

最後に、事務局から、この後の企画部会について、連絡がございます。

○信夫政策課長 この後、引き続き、企画部会を開催いたします。

企画部会に所属される委員の皆様は、そのままお残りください。

また、傍聴者の皆様におかれましては、企画部会を傍聴されない方は、ここで退室をお 願いいたしたいと思います。

以上でございます。

○中嶋審議会長 どうも、ありがとうございました。

これにて、本審のほうは終了させていただきます。 ありがとうございました。

午後2時49分 閉会